

原子力発電所廃止措置調査検討委員会の概要

○ 目的と役割

2011 年 3 月 11 日に発生した福島第一原子力発電所事故を契機に、我が国の原子力発電を巡る環境は大きく変化し、事故前の計画よりも早い時点で廃止措置段階への移行を選択するプラントが出てきている（2018 年 10 月時点で、女川 1 号、東海、浜岡 1・2 号、ふげん、敦賀 1 号、美浜 1・2 号、大飯 1・2 号、島根 1 号、伊方 1・2 号、玄海 1 号、の 14 基の原子力発電プラントが廃止措置実施中か廃止措置段階への移行を決定）。このような傾向は今後も続くと思料される。

しかしながら、欧米諸国の状況と比較し、我が国においては、現時点において、廃止措置期間中の設備の維持管理を含め、廃止措置を合理的に進めていくための環境条件（地元自治体を含めたステークホルダーとの関係等）や廃棄物処分施設等のインフラ、規制制度等の対応態勢が十分に整っているとは言い難い面があり、このままでは、電力各社の廃止措置活動の進捗が停滞し、電力会社のみならず、国民の利益を損なうおそれがあることから、早期の対応が喫緊の課題となっている。

このような背景のもと、原子力発電プラントの廃止措置を円滑に進める上での課題とその解決方策・解決スケジュールについて、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会傘下の自主的安全性向上・技術・人材ワーキング・グループにおいて、軽水炉の安全技術・人材の維持・発展に重点を置き、官界、産業界、学术界、学協会の関係者間の役割が明確化された“軽水炉安全技術・人材ロードマップ”が作成され、定期的にローリングを行い見直しが行われている。

廃止措置を推進するためには、関係者間で現時点における課題を共有した上、このロードマップの実施状況を評価し、必要な見直しを行うとともに、海外の良好事例等を参考として社会から受け入れられる廃止措置に向けた解決方策を検討し、必要な対応を行うことが求められ、学官産一体となった取り組みが、廃止措置に係る諸課題の解決のためにより重要となっている。

以上の状況をふまえ、廃止措置を円滑に進めるための課題解決に向けて第三者的な立場で技術的検討を深めると共に、検討の成果をもとにステークホルダーとの議論、共有の橋渡しの役割を務め、社会に貢献することを目的として「原子力発電所廃止措置調査検討委員会（以下、「委員会」という）」を設置した。

○ 委員会の構成

委員会の構成員は次の通りである。

(委員長)

岡本 孝司 東京大学 大学院工学系研究科原子力専攻 教授

(委員)

飯本 武志 東京大学 環境安全本部 教授

井口 哲夫 名古屋大学 大学院工学研究科量子工学専攻 教授

斎藤 拓巳 東京大学 大学院工学系研究科原子力専攻 准教授

新堀 雄一 東北大学 大学院工学研究科 量子エネルギー工学専攻 教授

柳原 敏 福井大学 学術研究院工学系部門 特命教授

(平成 30 年 10 月 3 日現在)

○ 委員会の活動

委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議・検討を行う。

- (1) 原子力発電所の廃止措置の課題とその解決方法に関する事項
- (2) 原子力発電所の廃止措置の課題解決に向けた技術レポートに関する事項
- (3) その他、前各号に付帯する事項

なお、ここで作成した技術レポートについては、(一財) エネルギー総合工学研究所のホームページで公表・公開することとする。